

## 佐賀県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療体制強化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症患者の外来診療等診療体制の強化を図るため、自宅療養者等診療体制強化事業を行う医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自宅療養者等 自宅、宿泊療養施設又は社会福祉施設等で療養している新型コロナウイルス感染症の患者又は無症状病原体保有者をいう。ただし、県内で療養している者、かつ、厚生労働省の定める宿泊療養者等の解除基準を満たしていない者に限る。
- (2) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。

### (交付の対象事業等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業、補助事業者、補助金額、補助対象期間等は別表のとおりとする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 当該申請は、事業完了後に申請するものとし、規則第12条第1項の規定による実績報告を兼ねるものとする。

4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

### (補助金交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管すること。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 知事は、申請者から第4条の規定に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、前条に規定する事項を条件に交付決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

- 2 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、規則第4条第1項の規定による交付の決定をもってこれを行ったものとみなす。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付の取消し等)

第8条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が第3条第2項の規定に該当することが判明したとき、又は交付決定後に不正等が判明した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合には、当該取消しに係る部分についての補助金の返還を命ずることができる。
- 3 規則第16条及び第16条の2の規定は第1項の規定により取り消す場合に、規則第17条から第21条までの規定は前項の規定により返還を命ずる場合に、それぞれ準用する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同年5月7日をもって廃止する。
- 2 この要綱の廃止の日までに実施された診療に係る第4条から第8条までの規定は、同日以後もなお効力を有する。

## 別表

事業名	新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療体制強化事業			
事業概要	自宅療養者等の症状が悪化する等、県が診療を必要と判断した場合に外来診療又は往診を行った医療機関に対し、補助金を交付する。			
補助事業者	県に対応可能な診療内容等を届け出て、登録された医療機関（令和4年度の新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療体制強化事業において、県に登録された医療機関を含む。）であって、自宅療養者等に対して、県からの要請に基づき、外来診療又は往診を行った医療機関。ただし、外来診療は県内の医療機関に限る。			
補助金額	次により算定された額とする。			
	区分	単位	基準額	
			平日 (昼間)	夜間、 土日祝日
	(1) 外来診療	1 患者あたり	50,000 円	100,000 円
	往診	(2) 自宅	50,000 円	100,000 円
		(3) 社会福祉施設等	100,000 円	200,000 円
	<p>※ 18 時から翌日 8 時前までの間に、外来は患者が来院した場合、往診は往診場所に到着した場合には、夜間とする。</p> <p>※ 電話等情報通信機器による診療は本事業の対象外とする。</p> <p>※ (1) 及び (2) は、同じ患者に対して行った外来診療（往診）の日数又は回数に関わらず、初回に行った日時の 1 患者（1 か所）あたりの基準額を上限とする。</p> <p>※ (3) は、施設に往診した初回から当該施設内での感染が終息するまでの間を 1 単位とし、その間当該施設内の患者に行った往診の人数、日数又は回数に関わらず、初回に行った日時の 1 施設あたりの補助額を上限とする。</p> <p>※ 宿泊療養施設の療養者に対する診療は、原則として外来診療を本事業の対象とするが、往診の場合は (2) を適用する。</p>			
補助率	10/10			
補助対象期間	令和5年4月1日から令和5年5月7日まで			
その他	<p>(1) 県の要請を受けた外来診療又は往診の結果について、別途定める様式により速やかに県に報告すること。</p> <p>(2) 県が本事業の実施に関して行う調査等に協力すること。</p> <p>(3) 県から要請があった場合は、患者のかかりつけの医療機関や施設の協力医療機関等かどうかに関わらず、正当な理由なく断らないこと。</p>			